

報酬基準 (抄)

2022年4月

(※以下の金額は消費税を含まない金額)

【法律相談料】

30分以内	: 5000円
30分超1時間以内	: 1万円
1時間超30分毎	: 5000円

【着手金及び報酬金】

〈民事事件〉

1 着手金及び報酬金の額の原則

(1) 着手金

・ 経済的利益の額が125万円以下の場合	10万円
・ 300万円以下の場合	経済的利益の8%
・ 300万円を超え3000万円以下の場合	経済的利益の5%+9万円
・ 3000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益の3%+69万円
・ 3億円を超える場合	経済的利益の2%+69万円

(2) 報酬

・ 経済的利益の額が300万円以下の場合	16%
・ 300万円を超え3000万円以下の場合	経済的利益の10%+18万円
・ 3000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益の6%+138万円
・ 3億円を超える場合	経済的利益の4%+738万円

(3) 着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

(4) 民事事件につき弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、以上の規定にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

2 調停事件及び示談交渉事件

(1) 調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、それぞれ前項までの各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

(2)示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前項までの各規定により算定された額の2分の1とする。

(3)示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前項までの各規定により算定された額の2分の1とする。

3 離婚事件

(1)離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件又は離婚交渉事件	それぞれ30万円以上50万円以下
離婚訴訟事件	30万円以上50万円以下

(2)離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、(1)前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。

(3)離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、(1)の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。

(4)財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、5項又は6項の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(5)以上の規定にかかわらず、協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

4 倒産整理事件

破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金及び報酬金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量等に応じ、適正かつ妥当な額とする。

5 民事再生事件

(1)民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量等に応じ、適正かつ妥当な額とする。

(2)民事再生事件の報酬金は、依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受けることができる。

(3)1項の規定は、(2)の報酬金の決定について準用する。

(4)(2)の報酬金の決定に際し基準となる経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、(5)の弁護士報酬を既に受領しているときは、これを考慮する。

(5) 弁護士は、依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受けることができる。

(6) 前項の弁護士報酬の算定にあたっては、執務量、着手金及び既に(2)の報酬金を受領している場合には当該報酬金の額を考慮する。

6 任意整理事件

(1) 任意整理事件（4項又は5項に該当しない債務整理事件）の着手金及び報酬金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模等に応じ、適正かつ妥当な額とする。

(2) (1)の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

①債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	15%以下
500万円を超え1000万円以下の部分	10%以下
1000万円を超え5000万円以下の部分	8%以下
5000万円を超え1億円以下の部分	6%以下
1億円を超える部分	5%以下

②依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5000万円以下の部分	3%以下
5000万円を超え1億円以下の部分	2%以下
1億円を超える部分	1%以下

(3) (1)の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、(1)(2)に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

7 サラ金等多重債務整理事件等

債権者が、いわゆるサラ金又はクレジット会社等消費者を対象とする金融業者であるサラ金等被害者救済業務の報酬基準は、次のとおりとする。

(1) 任意整理

任意整理事件については、次の基準による。

①費用は、依頼者の負担とする。

②着手金

債権者2人以内 5万円以下

債権者3人以上 債権者1人当たり2万円以下

③報酬金

次の各号の合計金額を限度とする。さらに、利息制限法の引き直しにより過払金返還を受けたときは過払金の2割を加算した金額を上限とする。

a 業者の請求額を減額させた額の10%

- b 業者の請求額から利息・遅延損害金を減額させた上で2年以上の長期分割弁済とした場合は、分割元本額の5%

(2)自己破産・免責申立

非事業者の自己破産・免責申立については、次の基準による。

①費用は、依頼者の負担とする。

①着手金

同時廃止事件の場合：債権者数及び負債額にかかわらず、30万円以下

管財事件の場合：資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量等に応じ、適正かつ妥当な額とする。

②報酬金

なし

④破産手続中に、破産債権者から取立訴訟を提起されて事件を受任するときは、②及び③の着手金及び報酬金とは別に、取立訴訟事件の着手金及び報酬金の合計額として訴訟1件当たり10万円以下の額を受け取ることができる。

(3)個人債務者の民事再生申立

個人債務者の民事再生申立については、次の基準による。

①費用

費用は、依頼者の負担とする。

②着手金

債権者数及び負債額にかかわらず、30万円以下。ただし、住宅資金特別条項を適用する案件又は特別に困難な案件は、40万円以下とする。

③報酬金

なし。

④再生計画履行補助費用

再生計画の履行補助の費用は、月額2000円以下（金融機関の振込手数料は除く。）とする。

⑤再生計画の変更申立又は民事再生法第235条に定める免責の申立

再生計画の認可後に、再生計画の変更申立や民事再生法第235条に定める免責の申立を受任する場合は、別途、着手金及び報酬金を受け取ることができる。ただし、その合計額は、10万円以下の額とする。

(4)訴訟

取立訴訟については、着手金及び報酬金とも5項の基準に準じる。

[手数料]

項目	分類		手数料
法律関係調査（ 事実関係調査を 含む。）	基本		20万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		協議により定める額
契約書類及びこ れに準ずる書類 の作成	定型	経済的利益の額が10 00万円未満のもの	10万円以下
		経済的利益の額が10 00万円以上1億円未 満のもの	30万円以下
		経済的利益の額が1億 円以上のもの	適正かつ妥当な額
	非定型		300万円以下の部分 10万円以下 300万円を超え3000万円以下の 部分 1%以下 3000万円を超え3億円以下の部 分 0.5%以下 3億円を超える部分 0.1%以下
		特に複雑又は特殊な事 情がある場合	協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に3万円以下の額を加 算する。
内容証明郵便作 成	弁護士名の表示 なし	基本	3万円以下
		特に複雑又は特殊な事 情がある場合	協議により定める額
	弁護士名の表示 あり	基本	5万円以下
		特に複雑又は特殊な事 情がある場合	協議により定める額
任意後見契約又	任意後見契約又	基本	20万円以下

は任意代理契約	は任意代理契約締結に先立って行う依頼者の事理弁識能力の有無及び程度、財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護に当たって把握すべき事情等の調査	特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める額	
	任意後見契約締結後から当該契約が効力を生ずるまで、又は任意代理契約締結後から当該契約に基づく財産管理が開始されるまでの間になされる訪問による面談		1 訪問につき3万円以下	
	委任事務の処理	任意後見契約又は任意代理契約に基づく基本委任事務（依頼者の日常生活を営むために必要な基本的な事務をいう。以下同じ）の処理	月額5万円以下	
	基本委任事務の範囲外の事務処理	基本委任事務に加えて収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額10万円以下	
		裁判手続等を要する場合	この基準の他の条項に基づ	

			き算定された 手数料，着手 金又は報酬金 の額
遺言書作成	定型		20万円以下
	非定型	基本	300万円以下の部分 20万円以下 300万円を超え3000万円以下の部分 1%以下 3000万円を超え3億円以下の部分 0.3%以下 3億円を超える部分 0.1%以下
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に3万円以下の額を加算する。
遺言執行	基本		300万円以下の部分 30万円以下 300万円を超え3000万円以下の部分 2%以下 3000万円を超え3億円以下の部分 1%以下 3億円を超える部分 0.5%以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に，裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。

[顧問料]

- 顧問料は、事業等の規模及び内容等を考慮して、適正かつ妥当な額とする。顧問料の標準額は以下の通りとし、依頼者の事業の規模、案件の多寡等により、協議の上適宜増減して定めることができる。
 - 事業者 月額5万円
 - 非事業者 月額2万円
- 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談、簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、講演とする。
- 以上の他、協議のうえ、個々の顧問契約の内容を決定し、顧問契約書を作成する。
- 弁護士は、顧問契約における依頼者（組織・団体においてはその構成員を含む）を相手方とする事案については、受任を拒否する義務を負う。但し、事案に応じて協議の上別に合意する場合はこの限りではない。

[日当]

- 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	5万円以下
1日（往復4時間を超える場合）	10万円以下

- 前項にかかわらず、協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

[実費等]

- 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。
- 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。
- 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

[委任契約の清算]

- 委任契約の中途終了
 - 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは

一部を請求する。

(2)前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還する。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

(3)(1)において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、その委任事務が成功したものとみなして弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

2 事件等処理の中止等

(1)依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

(2)(1)の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

3 弁護士報酬の相殺等

(1)依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

(2)(1)の場合には、弁護士は、速やかに、依頼者にその旨を通知しなければならない。

以上